

奈良県

研究開発に要する経費
の一部を補助します

研究開発支援補助金

公募期間

令和6年11月1日(金)～
令和7年1月17日(金)※必着



補助上限額(補助期間(令和7年度～9年度)の合計額)

1億円

(下限:3,000万円)

〔 補助率 大企業 1/2以内
中小企業 2/3以内 〕



補助対象者

民間の製造業者

補助要件

県内に事業所(研究所)を有する
企業の場合

以下のいずれかを満たすこと

- (1)補助開始年度より10年間事業所(研究所)を県内で定着
- (2)研究成果の事業化(市場流通)

県内に事業所(研究所)を有しない
企業の場合

補助期間終了後、県内で5年以内
に以下のいずれかの事業所(研究
所)を設置すること

- (1)固定資産投資額5億円以上かつ
新規雇用10人以上
- (2)常用雇用100人以上



補助期間

3年

(令和7年度～令和9年度)



補助対象経費

人件費 報償費 旅費 需用費
役務費 委託料
使用料及び賃借料 原材料費
備品購入費



採択予定件数

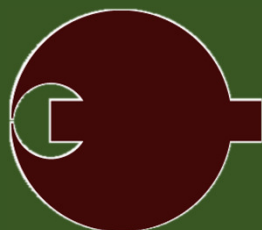
予算の範囲内

〔 令和7年度:4,000万円
令和8年度:3,000万円
令和9年度:3,000万円 〕



詳しくは

「奈良県研究開発支援補助金
交付要綱」をご確認ください。



奈良県

応募:以下のURLから申請書等をダウンロードし、公募期間内に
応募ください。

<https://www.pref.nara.jp/60933.htm>

問い合わせ:奈良県 産業部 経営支援課 経営力向上係
奈良市登大路町30 TEL:0742-27-8131





留意事項

補助率は中小企業、大企業で異なります。それぞれの定義は次のとおりです。

1. 中小企業者の定義

本事業における中小企業者とは、中小企業等経営強化法第2条第1項第1号に規定する会社若しくは個人事業者に該当する者をいう。

(参考)中小企業等経営強化法第2条第1項第1号

資本金基準	従業員基準
資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
3億円以下	300人以下

(注)資本金基準又は従業員基準のどちらかを満たすこと。

常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

2. 大企業(みなし大企業含む)の定義

本事業における大企業(みなし大企業含む)とは、「1. 中小企業者の定義」に該当しない会社若しくは次の①又は②に該当する者をいう。

①交付申請時において確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

②みなし大企業

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人

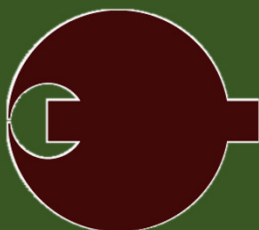
イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人

ウ 大企業(外国法人含む)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

エ 発行済株式の総数又は出資金額の総額がア～ウに該当する法人の所有に属している法人

オ ア～ウに該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人

※直接的、間接的に所有されているかどうかを問わず、条件に合致する場合には「みなし大企業」に該当するものとする。



奈良県

応募:以下のURLから申請書等をダウンロードし、公募期間内に応募ください。

<https://www.pref.nara.jp/60933.htm>

問い合わせ:奈良県 産業部 経営支援課 経営力向上係
奈良市登大路町30 TEL:0742-27-8131

